平成 25 年２月 26 日

各　　位

会 社 名　株式会社　ストライダーズ
代表者名　代表取締役社長　早川　良一
（ＪＡＳＤＡＱ・コード９８１６）
問合せ先　役職・氏名
執行役員兼ＣＦＯ　前田　嘉也
電　　話　０３－５７７７－１８９１

第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年２月 26 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、当該決議のうち、本新株式の発行決議におきましては、本新株式の割当予定先であり特別利害関係者である代表取締役社長早川 良一氏はその議案の審議及び採決に参加せず、同氏以外の出席取締役全員の賛成により、決議いたしました。

記

１．募集の概要

＜本新株式発行の概要＞

（１）払込期日	平成 25 年３月 15 日
（２）発行新株式数	普通株式 6,000,000 株
（３）発行価額	１株につき 19 円
（４）発行価額の総額	114,000,000 円（差引手取概算額 112,675,000 円）
（５）資本組入額	１株につき 9.5 円
（６）資本組入額の総額	57,000,000 円
（７）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、当社代表取締役社長 早川 良一氏に全本新株式を割り当てます。
（８）その他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

＜本新株予約権発行の概要＞

（１）割当日	平成 25 年３月 15 日
（２）新株予約権数の総数	30 個
（３）発行価額	総額 690,000 円（新株予約権１個につき 23,000 円）
（４）当該発行による潜在株式数	3,000,000 株（新株予約権１個につき 100,000 株）
（５）調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	57,690,000 円（差引手取概算額 54,115,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額　690,000 円 新株予約権行使による調達額　57,000,000 円

（6）行　　使　　価　　額	1株当たり19円
（7）募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に全本新株予約権を割り当てます。
（8）そ　　の　　他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、引受契約を締結する予定です。本契約において、当社による本新株予約権の取得が可能である旨、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要である旨、当社が本新株予約権の行使を希望しない場合においては、当社の判断により、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を停止することができる旨定められております。

（注）本新株予約権の特徴

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図ることを目的として設定されており、以下の特徴があります。

①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は19 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から3,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

②行使停止

行使期間中において、将来何らかの事由により一時的に資金調達の必要性が薄れた場合又は本新株予約権の発行に代わる資金調達手段が一時的に確保できた場合など、一定の期間、当社の判断により行使を制限することが可能です。

当社は、本新株予約権の行使に関して、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を停止することができます。当社は、割当予定先に停止期間を指定し書面にて通知することにより、本新株予約権の行使を停止することが可能であり、最短で通知の到達日の翌日から本新株予約権の行使を停止することができます。また、当社は、一旦行った停止指定を割当予定先に通知することにより、いつでも取り消すことができます。但し、本新株予約権の行使請求のうち最後の１ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。

当社は、本新株予約権の行使停止期間の指定を行うかどうかを株価動向、資金需要、行使価額、株式市場環境、希薄化の状況、他の資金調達方法等を勘案して、当社が本新株予約権の行使を希望しない場合においては、本新株予約権の行使停止期間の指定を適時行うことが可能です。

③取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から６ヶ月以降一定の手続を経て、当社取締役会が定める取得日の20日前までに割当予定先に通知したうえで、当社が本新株予約権を1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、係る取得条項に基づき事業収入の増加によるキャッシュ・フローの改善で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

④譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当により発行されるものであり、かつ、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、引受契約上の

割当予定先の地位及びこれに基づく権利義務が、割当予定先が譲渡人に承継させることが引受契約上の義務とされています。

２．募集の目的及び理由

当社は、平成 20 年４月より、「Creating a new business platform for our next generation」（新たなビジネスプラットフォームを創造し、次世代に継承する）をコーポレートステートメントに掲げ、より健全な経営を遂行し得る体制の構築に励むと共に、当社グループの収益基盤の確立を目指し、安定収益事業に投資を実施してまいりました。その結果、第 46 期連結決算（平成 22 年 3 月期）において、営業利益では 17 期ぶり、当期純利益では 9 期ぶりに黒字化を達成することができました。また、平成 22 年７月から商号を株式会社ストライダーズに変更し、過去に業績が低迷した負の時代の企業イメージの刷新を図ると共に、収益基盤を支える安定収益事業の育成に注力してまいりました。しかしながら、平成 23 年 5 月に、韓国国内でフィナンシャルサービス事業を展開しておりました Your Capital Co.,Limited の全株式売却、平成 24 年 8 月にＩＴ関連事業セグメントに属する当社主力商品「Smart Filter」の販売終了等、外部要因による当社収益基盤事業の売却及び事業停止を余儀なくされました。このような状況の中、新たな収益基盤の確立を目指し、昨年 3 月末にモバイルリンク株式会社の株式を取得する共に新株式を引受け連結子会社化、昨年 5 月末には有限会社増田製麺の株式を取得し連結子会社化、同時期、中古車情報検索・車買取一括査定サイト「BUY CAR JAPAN」の事業を譲り受けるという施策を実施してまいりました。

当社が、再び黒字化を達成し、更なる当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上を達成するためには、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資及び育成を実行することが不可欠であります。このような状況の中、昨年12月にホテルの取得及び経営を目的として連結子会社株式会社グローバルホールディングスを設立し、本日別途開示いたしました「子会社による固定資産（信託受益権）の取得に関するお知らせ」、「株式取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載の固定資産（信託受益権）である成田ポートホテル及び当該ホテルの運営会社である株式会社イシン・ナリタオオヤマオペレーションズ（以下、「ＩＮＯＯ」といいます。）の株式取得を行い、新たな安定収益事業への投資を決定いたしました。

しかしながら、ＩＮＯＯの株式取得については手許資金を充当するものの、当該固定資産の取得資金及び取得後の追加投資に必要な資金について、当社は十分な資金を有しているとは言えず、早期に資金調達を行う必要性があると考えております。

資金調達にあたっては、当社の現在の財務状況において、当該新規投資金額全額を金融機関からの新規及び追加の借入で調達することは困難であるため、金融機関からの借入による調達の他、当該投資金額の一部となる約1.6億円について、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

直接金融による調達手段には、公募増資、株主割当による新株式発行という資金調達方法も有りますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると当社が必要とする調達額を調達できる可能性が乏しいこと、及び事務手続きコスト面において最適とはいえないと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送ると共に、機動的な資金調達方法である第三者割当による新株式及び新株予約権の発行で資金調達を実施することといたしました。すべて新株式発行でまかなうことは、調達面で難しく、また、株式の希薄化の点で望ましくないと考え、新株予約権の発行による資金調達の併用ならば、上記問題が解決できると考えております。本新株式の発行による資金を元に、収益基盤を支える安定収益事業としてのホテル事業に対する新規投資を行い、当社業績を向上させると共に、株価が上昇し、その過程の中で本新株予約権の行使が行われることで、株式の希薄化に配慮しつつ、必要な資金を調達していくことを計画しております。

上記判断のもと、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上を目的とする、収益基盤を支える安定収益事業としてのホテル事業への新規投資及び追加投資を資金使途とする本新株式及び本新株予約権の発行による総額約1.6億円の本資金調達を決定いたしました。

本新株式の発行及び本新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様の負担は避けられないものの、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上により、中長期的には既存株主の皆様の利益となるものと考えております。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	**171,690,000 円**
内訳　（新株式発行による調達額）	114,000,000 円
（新株予約権の発行による調達額）	690,000 円
（新株予約権の行使による調達額）	57,000,000 円

発行諸費用の概算額	**4,900,000 円**
内訳　（価値算定費用）	2,250,000 円
（割当予定先調査費用）	550,000 円
（弁護士費用）	1,600,000 円
（その他）	500,000 円

差引手取概算額	**166,790,000 円**

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

３．発行諸費用は、価値算定費用以外は新株発行と新株予約権発行の双方に関して発生した費用であり按分にて計上しております。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行による本調達資金につきましては、当社グループが収益基盤を支える安定収益事業として新たに開始するホテル事業への新規投資及び追加投資に充当してまいります。

本新株式の発行による調達額約 112 百万円は、当社の連結子会社株式会社グローバルホールディングスが取得する成田ポートホテル（千葉県成田市大山 658－１）の土地建物（信託受益権）の取得資金の一部として充当し、収益基盤の更なる確立を目指します。、

本新株予約権発行による調達額約 54 百万円は、成田ポートホテル取得後の追加投資へ充当し、収益基盤の更なる確立を目指します。追加投資の内容は、固定資産修繕費 40 百万円、ホームページ作成費用２百万円、広告宣伝費用５百万円等を計画しております。

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、一般的に、行使が進まない状況になり資金調達額に満たない可能性があります。その場合は、他の資金調達方法を検討し実施する可能性があります。

なお、当社は、本資金調達により調達する資金を、上記資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①成田ポートホテル取得資金の一部	112	平成 25 年３月
②成田ポートホテル取得後の追加投資資金	54	平成 25 年４月～平成 28 年３月

４．調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、調達する資金を、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資及び追加投資に充当し、収益性の向上による業績向上及び財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先である当社代表取締役早川 良一氏と協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 25 年２月 25 日の株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の終値である 19 円を基準に発行価額を 19 円といたしました。なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの１ヶ月間の終値平均 20.05 円に対するディスカウント率は 5.24%、当該直前営業日までの３ヶ月間の終値平均 18.00 円に対するプレミアム率は 5.56%、当該直前営業日までの６ヶ月間の終値平均 17.95 円に対するプレミアム率は 5.85%となっております。

本新株式の発行価額の算定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用いたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等により、直近の当社株式の株価は比較的安定的に推移していることから当該終値がより適正な当社の株式価値を表していると判断したことによるものであります。また、当該終値を基準としたことについては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、協議した上で総合的に判断いたしました。なお、係る発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年４月１日　日本証券業協会）の原則に準拠したものでもあり、会社法第 199 条第３項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、割当予定先であり特別利害関係者である代表取締役社長早川 良一氏以外の出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役会から、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

①　新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号　代表取締役　野口 真人）（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。プルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様に与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 25 年２月 25 日の株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の終値である 19 円を基準に行使価額を 19 円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの１ヶ月間の終値平均 20.05 円に対するディスカウント率は 5.24%、当該直前営業日までの３ヶ月間の終値平均 18.00 円に対するプレミアム率は 5.56%、当該直前営業日までの６ヶ月間の終値平均 17.95 円に対するプレミアム率は 5.85%となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関であるプルータス・コンサルティングが新株予約権の発行価額の算定手法として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また行使価額につきましても取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として決定していることから、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新予約権の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役会から、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数 6,000,000 株及び本新株予約権の発行による潜在株式数の総数 3,000,000 株を合わせた 9,000,000 株に係る議決権数は 9,000 個となり、当社の総議決権数 74,258 個（平成 24 年９月 30 日現在）に占める割合が 12.12%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、本新株式の発行及び本新株予約権の発行は、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資及び追加投資に充当される資金の調達を図ることを目的とするとともに、財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。そして、本新株式の発行及び本新株予約権の発行により調達する資金の総額も、上記の資金使途に照らして必要な限度を超えておらず、本新株式の発行及び本新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様の負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。したがって、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び当社株式の希薄化の規模は、その必要性と合理性があるものと判断しております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

①	氏　　名	早川　良一
②	住　　所	千葉県印西市
③	上場会社と当該個人の関係	当社代表取締役社長であり、当社普通株式 239,000 株を保有しております。

（平成 24 年 12 月 31 日現在）

①	商　　号	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	
②	本店所在地	東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　浦谷 元彦	
④	事業内容	投資業	
⑤	資本金の額	10 百万円	
⑥	設立年月日	平成 24 年２月１日（注１）	
⑦	発行済株式数	200 株	
⑧	事業年度の末日	１月 31 日	
⑨	従業員数	２名	
⑩	主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券	
⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
⑫	大株主及び持株比率	浦谷　元彦　100%	
⑬	当社との関係等	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
		取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

⑭　最近３年間の経営成績及び財政状態

	平成22年1月期（注２）	平成23年1月期（注２）	平成24年1月期（注２）
純資産	△51	2	13
総資産	271	817	245
１株当たり純資産（円）	△258,390	10,568	65,616
売上高	768	2,532	724
営業利益	△32	386	14
経常利益	△32	386	14
当期純利益	△61	53	11
１株当たり当期純利益（円）	△308,390	268,959	55,048
１株当たり配当金（円）	－	－	－

（単位：百万円）

＊　なお、当社は、本新株式の割当予定先である早川 良一氏から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）から、同社の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号　代表取締役　古野 啓介)に調査を依頼し、割当予定先である早川 良一氏及びマイルストーン社、並びに役員・主要株主が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

また、当社は割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

（注）１．マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年２月１日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。

２．新設分割前のマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

（２）割当予定先を選定した理由

本新株式の割当予定先として当社代表取締役社長早川 良一氏及び本新株予約権の割当予定先としてマイルストーン社を選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

早川 良一氏は、平成19年2月当社取締役に就任後、平成21年6月から代表取締役社長を務めております。当社は、第46期連結決算（平成22年3月期）において、17期ぶりに黒字化を達成したものの、その後、事業再編の中で、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響もあり、業績は低迷しております。このため、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資機会を探索すると共に、当社グループにおけるリストラを実施し販管費の圧縮に努めてまいりました。役員報酬についても、代表取締役社長の月額報酬 66.00%減額を筆頭に平均で 47.12%の減額を実施しております。今般、早川 良一氏より経営責任を全うするため、弊社の資金需要逼迫時には、自己資金の投入により会社経営を支援すると共に、自

己資金により当社株式を引受け、株価変動についてのリスクを他の一般株主の皆様と共有したいとの申し出がありました。これを受けて、当社取締役会は、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式の割当予定先として、当社代表取締役社長である早川 良一氏が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

なお、今回の新株式発行に係る当社取締役会において、割当予定先であり特別利害関係者である代表取締役社長早川 良一氏以外の出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行につき決議いたしました。

当社が、再び黒字化を達成し、更なる当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上を達成するために、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資機会を探索すると共に、直接金融及び間接金融を含め各種の資金調達について随時検討しておりました。その中で、当社子会社であるM&Aグローバル・パートナーズ株式会社の企業再生案件を通じて知り合うこととなった、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社よりご提案いただいた本新株予約権の発行スキームは、当社が考える本新株式の発行による資金を元に、収益基盤を支える安定収益事業の新規投資を行い、当社業績を向上させると共に、株価が上昇し、その過程の中で本新株予約権の行使が行われることで、株式の希薄化に配慮しつつ、必要な資金を調達していくという資金調達方法の中で、行使条件において株価動向、資金需要、行使価額、株式市場環境、希薄化の状況、他の資金調達方法等を勘案して、当社が本新株予約権の行使を希望しない場合においては、本新株予約権の行使停止期間の指定を適時行うことが可能であるという条件が、当社が取り得る資金調達手段の中でも最も有利な条件であり、最も資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

マイルストーン社は、平成 21 年２月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社でありますが、既に日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っている会社であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降平成 25 年１月末現在までに、当社を除く上場企業 17 社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で払込みを行っております。上記の新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。また、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向を勘案しながら売却していく旨の意向を表明していただいております。当社は、上記理由を踏まえて、本新株予約権の割当予定先としてマイルストーン社が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

本新株式の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川 良一氏からは、当社株式を長期的に保有する方針である旨の意向を表明していただいております。当社は割当予定先より、割当予定先が払込期日から 2 年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称および住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領しております。

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向を勘案しながら売却していく旨の意向を表明していただいております。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式発行及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、本新株式の割当予定先であり当社代表取締役社長である早川 良一氏及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社に十分

な資金がある旨を、預金通帳の写しで確認しており、当社は、本新株式発行及び本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

７．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募集後	
新興支援投資事業有限責任組合	20.83%	新興支援投資事業有限責任組合	19.27%
伊藤　雄康	6.45%	早川　良一	7.77%
福光　一七	4.49%	伊藤　雄康	5.97%
ＴＣＳホールディングス株式会社	3.24%	福光　一七	4.16%
大阪証券金融株式会社	2.98%	ＴＣＳホールディングス株式会社	3.00%
福光　大輔	1.97%	大阪証券金融株式会社	2.76%
ＣＢＣ株式会社	1.49%	福光　大輔	1.83%
堀　慶子	1.35%	ＣＢＣ株式会社	1.38%
ＤＡＩＷＡ　ＣＭ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ　ＬＴＤ（ＴＲＵＳＴ　Ａ/Ｃ）	1.29%	堀　慶子	1.24%
株式会社ジェイジェイ	0.81%	ＤＡＩＷＡ　ＣＭ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ　ＬＴＤ　（ＴＲＵＳＴ　Ａ/Ｃ）	1.19%

（注）１．平成 24 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準としております。

２．本新株予約権は、行使されるまで潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持ち株比率の状況が変動いたします。

３．本新株予約権の行使により発行される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

４．伊藤雄康氏から、平成 24 年 10 月 18 日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成 24 年 10 月 16 日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、上記大株主の状況には含まれておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
伊藤　雄康	神奈川県横浜市港北区	3,700	4.98

８．今後の見通し

本新株式及び本新株予約権の発行による平成 25 年３月期連結決算業績及び個別業績に与える影響は、軽微であります。

・企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権がすべて権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第２条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
売上高	2,675	2,141	1,080
営業利益	180	80	△233
経常利益	190	46	△183
当期純利益	52	△186	△121
１株当たり当期純利益（円）	0.71	△2.50	△1.62
１株当たり配当金（円）	－	－	－
１株当たり純資産（円）	18.64	16.75	15.60

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 24 年 12 月 31 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	74,330,896 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
始値	10 円	21 円	15 円
高値	40 円	30 円	65 円
安値	10 円	10 円	14 円
終値	22 円	15 円	33 円

②　最近６ヶ月間の状況

	平成 24 年 8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成 25 年 1 月
始値	17 円	22 円	18 円	16 円	15 円	18 円
高値	25 円	29 円	19 円	17 円	18 円	24 円
安値	16 円	17 円	15 円	14 円	14 円	17 円
終値	22 円	18 円	16 円	16 円	17 円	20 円

②　発行決議日前日における株価

	平成 25 年 2 月 25 日現在
始値	19 円
高値	20 円
安値	19 円
終値	19 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

以　上

（別紙１）

株式会社ストライダーズ普通株式発行要項

1. 募集株式の種類　　株式会社ストライダーズ普通株式

2. 募集株式の数　　6,000,000 株

3. 募集株式の払込金額　１株につき 19 円

4. 払込金額の総額　　114,000,000 円

5. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は、57,000,000 円（１株につき 9.5 円）とし、増加する資本準備金の額は 57,000,000 円（１株につき 9.5 円）とする。

6. 募集方法
第三者割当の方法により、全株式を早川 良一氏（当社代表取締役社長）に割り当てる。

7. 申込期日　　平成 25 年３月 15 日

8. 払込期日　　平成 25 年３月 15 日

9. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以　上

（別紙２）

株式会社ストライダーズ新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ストライダーズ新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 690,000 円

3. 申込期間　　平成 25 年３月 15 日

4. 割当日及び払込期日　　平成 25 年３月 15 日

5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,000,000 株とする。（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100,000 株とする。）但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 30 個

8. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権１個当たり金 23,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）

は、19円とする。但し、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式について株式の分割をする場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 25 年３月 16 日から平成 28 年３月 15 日の期間とする。但し、第 13 項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から６ヶ月以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 20 日前までに通知したうえで、本新株予約権 1 個につき、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転

により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第 273 条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の 20 日前までに通知したうえで、本新株予約権 1 個につき、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中の取引日に第 19 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社

が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前 11 時までに当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金が当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前 11 時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。

(3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社ストライダーズ　管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行　九段支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以　上